

悪性腫瘍に対する PET-CT 検査前の CT 検査について

平成 30 年度診療報酬改訂にあたり、日本血液学会は日本網内系学会と共同で、ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(PET-CT)の算定要件にあった、PET-CT 前の CT など他の画像検査を、悪性リンパ腫患者では必須としないように算定要件を改訂することを提案していましたが、これを受ける形で本年 3 月 30 日に発表された事務連絡において下記のような疑義解釈資料が公表されました。

問 167 区分番号「E101-3」ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影について、悪性腫瘍に対して使用する場合に、必ずしも事前にコンピュータ断層撮影を実施する必要はないと考えてよいか。

(答) よい。

悪性リンパ腫の患者では、病期診断と治療効果判定の際に PET-CT が用いられていますが、治療効果判定の画像検査で PET-CT を行う場合、今後は算定要件を満たすことを目的とした診療上必要のない CT 検査を実施しなくてもよいことになります。これは患者さんの放射線被曝の低減と医療費抑制という点でも望ましいと考えられます。